

平成 30 年 8 月 2 日

お客さま各位

笠岡信用組合

平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）により借入金の返済が困難となった個人のお客さまへの対応について

平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）災害により被害を受けられた皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）災害は、災害救助法が適用されたことにより、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対象災害となりました。

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により、災害救助法の適用を受けた自然災害の影響を受けたことによって、住宅ローン、住宅のリフォームローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人のお客さまが、一定の要件を満たすことによって債務免除を受けることができますのでお知らせいたします。

ガイドラインの詳細な内容につきましては以下のリンク先でご確認ください。

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインについて

<http://www.dgl.or.jp/guideline/>

（一般社団法人 自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機構の HP になります。）

以上